

競争参加者の資格に関する公示

令和 9 ・ 10 年度において、法務省所管の建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 10 月 1 日

法務省大臣官房施設課長

小 玉 大 輔

◎ 調達機関番号 013 ◎ 所在地番号 13

1 業 種 区 分

(1) 建 設 工 事

ア 土木一式工事、イ 建築一式工事、ウ
大工工事、エ 左官工事、オ とび・土工・
コンクリート工事、カ 石工事、キ 屋根工
事、ク 電気工事、ケ 管工事、コ タイル
・れんが・ブロック工事、サ 鋼構造物工事、
シ 鉄筋工事、ス 舗装工事、セ しゅんせ
つ工事、ソ 板金工事、タ ガラス工事、チ

塗 装 工 事 、 ツ 防 水 工 事 、 テ 内 装 仕 上 工 事 、
ト 機 械 器 具 設 置 工 事 、 ナ 熱 絶 縁 工 事 、 ニ
電 気 通 信 工 事 、 ヌ 造 園 工 事 、 ネ さ く 井 工
事 、 ノ 建 具 工 事 、 ハ 水 道 施 設 工 事 、 ヒ
消 防 施 設 工 事 、 フ 清 掃 施 設 工 事 、 ヘ 解 体
工 事

(2) 測 量 ・ 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 業 務

ア 測 量 、 イ 建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン
ト 業 務 、 ウ 地 質 調 査 業 務

2 申 請 の 時 期

(1) イ ン タ ー ネ ッ ト 方 式

ア パ ス ワ ー ド 発 行 申 請 受 付 期 間

令 和 8 年 11 月 2 日 から 同 年 12 月 28 日
ま で 。

イ 納 税 証 明 書 等 の 送 信 期 間 及 び 申 請 書 デ ー

タ 作 成 期 間 令 和 8 年 11 月 2 日 から 令 和
9 年 1 月 15 日 ま で 。

ウ 申 請 用 デ ー タ 受 付 期 間

令 和 8 年 12 月 1 日 から 令 和 9 年 1 月 15
日 ま で 。

エ ホームページアドレス

(ア) 建設工事

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

(イ) 測量・建設コンサルタント等業務

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

オ システム稼動時間

平日の 9 時から 17 時まで。行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日の終日及び平日の 17 時から翌平日 9 時までの間は、システム運休。

(2) 文書郵送方式及び文書持参方式

原則として受け付けない。

ただし、インターネット方式で対応していない申請（経常建設共同企業体に関する申請等）の受付期間については、次のとおりとし、申請方法については、後記 3（2）のとおりとする。

令和 9 年 1 月 4 日から同月 29 日まで（当日消印有効）。

- (3) 前記(1)及び(2)の期間後の申請については、
後記12の随時受付となる。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

ア インターネットを使用して申請する者は、
前記2(1)エに掲げるアドレスにアクセス
して、令和8年12月28日までにパスワード
を請求した後、入手したパスワードを用
いて、令和9年1月15日までに申請書を
得るものとする。

イ 文書により申請する者は、別途、法務省
ホームページに掲示する申請書をダウンロ
ードすることにより得るものとする。

(2) 申請書の提出方法

申請書は、次に掲げるア又はイのいずれか
の方法により提出するものとする。

ア インターネットを使用して申請する者は、
前記2(1)エに掲げるアドレスにアクセス
し、前記(1)アにより入手したパスワード
を用いて作成した申請書データを送信する

ものとする。

イ 文書により申請する者は、次の場所に、
下記(3)ア又はイの申請書類を、郵送又は
持参するものとする（なお、別に定める様
式については、データ形式による提出も可
とする。）。ただし、前記2(2)のとおり
インターネット方式で対応していない申請
に限る。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1
- 1 - 1 法務省大臣官房施設課経理係
電話 03-3580-4111(内線 2249 又は 2265)
メールアドレス skeiri-
shikakushinsa@moj.go.jp

(3) 申請書類

ア 建設工事に係る申請

a 一般競争（指名競争）参加資格審査
申請書（建設工事）、b 工事経歴書、c
営業所一覧表、d 総合評定値通知書（申
請をする日の直前に受けたものであって、
かつ、審査基準日が令和7年6月16日以

降のもの。ただし、後記 12 の随時受付においては、申請をする日の 1 年 7 月前の日より後のものに限る。) の写し、e 工事分割内訳表、f 共同企業体等調書（申請者が共同企業体等の場合）、g 経常建設共同企業体協定書（申請者が経常建設共同企業体の場合）、h 納税証明書

イ 測量・建設コンサルタント等業務に係る申請

a 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）、b 測量等実績調書、c 技術者経歴書、d 登記事項証明書、e 営業登録を証明する書類、f 財務諸表類、g 営業所一覧表、h 業態調書、i 納税証明書

(4) 申請書類の作成に用いる言語等

ア 申請書類は、日本語で記載するものとし、外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を添付すること。

イ 申請書類の金額表示は邦貨額によるもの

とし、外国貨幣によるものについては、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算して記載すること。

（5） その他

資格審査の申請事務は、委任状に基づき日本国内に居住する者に委任することができる。

4 競争に参加することができない者

（1） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「令」という。）第 70 条の規定に該当する者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2） 令第 71 条第 1 項各号の一に該当する者で、その事実があった後 2 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

（3） 申請書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 建設工事を希望する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可を受けていない者
- (6) 測量を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する登録を受けていない者
- (7) 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、営業に関し法律上必要な資格を有していない者
- (8) 地質調査を希望する者で、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に規定する登録を受けていない者

5 競争参加者の資格審査及び資格

- (1) 前記4(1)から(8)までのいずれかに該当する者については、競争参加資格がないものと認定する。
- (2) 前記(1)を除く者については、次のとおり

資格審査を行う。

ア 建設工事

下記 a から e までの項目について総合数値を付与し、希望業種区分ごとに高点順に配列の上、等級の区分を設けている業種区分については、高点順に等級を付して、競争参加資格を認定する。

- a 建設工事の実績（年間平均完成工事高）
- b 経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）
- c 経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、総資本売上総利益率、売上高経常利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュ・フローの額、利益剰余金の額）
- d 技術力（技術職員数、年間平均元請完成工事高）
- e その他（建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況、建設業の営業

継続の状況、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理に関する状況、研究開発費の額、建設機械の保有状況、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況)

イ 測量・建設コンサルタント等業務

下記 a から c までの項目について総合数値を付与し、希望業種区分ごとに競争参加資格を認定する。

- a 業務の実績（年間平均実績高）
- b 経営規模（自己資本額、技術職員及び技術職員以外の職員の数）
- c 経営状況（流動比率、自己資本固定比率、総資本純利益率、営業年数）

6 官公需適格組合の証明を受けた者の取扱い

申請者が官公需適格組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合に限る。）で、総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、別に定める手続により、参加資格の申請を行うことができ

る。

7 会社更生法に基づき更生手続開始の決定を受けた者等の取扱い

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）は、別に定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）入札に参加することはできない。

8 国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者の取扱い

建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号）附則第 4 項及び第 6 項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者は、別に定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。

9 特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格

特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

10 資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知する。

11 競争参加資格の有効期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

なお、後記 12 の随時受付の場合は、資格認

定の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

12 随時受付

前記 2 (1) 及び (2) の期間後に参加資格の申請をする場合は、令和 9 年 2 月 1 日以降、前記 3 (2) イに示す場所において、申請書類の郵送又は持参にて随時受け付ける。ただし、前記 10 の資格決定通知書による通知は、同年 4 月 1 日以降とする。

なお、別に定める様式については、データ形式による提出も可とする。

13 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所

前記 3 (2) イに同じ。